

令和6年11月18日

組合員各位

令和6年12月2日以降の取り扱いについて

令和6年12月2日よりマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードのことを指します）を基本とする仕組みに移行し、従来の保険証は発行されなくなります。

これに伴い、受診時に医療機関等の窓口で提示する物や当組合から被保険者へ交付する物が変わりますが、経過措置により従来の保険証も最長1年間使用できるため、制度が複雑になっています。

当組合における取り扱いを以下の図と裏面【1】、【2】にまとめましたので、令和6年12月2日以降に加入される方は【1】、当組合に既に参加しており、令和6年12月1日までに交付された保険証をお持ちの方は【2】をお読みください。

令和6年		令和7年			
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月
保険証にて受診		●マイナ保険証をお持ちの方			
		「マイナ保険証」にて受診 ※登録情報をご確認頂けるよう「資格情報のお知らせ」を交付いたします。 「資格情報のお知らせ」のみではマイナ保険証の代わりにはなりません。			
令和6年12月1日までは保険証を発行いたします		●マイナ保険証をお持ちでないの方			
		「資格確認書」にて受診 ※該当者にはカード型の「資格確認書」を交付いたします。			
		●令和6年12月1日時点で発行済みの保険証をお持ちの方			
		保険証にて受診可能 ※経過措置により、保険証廃止日より最大1年間有効。 経過措置期間中に有効期限が到来した場合はその有効期限までとなります。			
		マイナ保険証をお持ちでない方には、有効期限到来後、「資格確認書」を交付いたします。			

【1】令和6年12月2日以降に加入される方

① 受診時に医療機関等の窓口で提示する物

マイナ保険証の有無に応じて提示する物が異なります。

〔マイナ保険証をお持ちの方〕

マイナ保険証をご提示ください。

万が一、マイナ保険証の読み取りができない等の不具合が発生した時やマイナ保険証に対応していない場合、医療機関等の窓口にて、マイナポータルの資格情報画面または「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで、保険給付が受けられます。

健康保険の適用除外承認申請を行っている方については、「資格情報のお知らせ」交付後にご利用いただけます。

〔マイナ保険証をお持ちでない方〕

「資格確認書」をご提示ください。

② 当組合から被保険者へ交付する物

マイナ保険証の有無に応じて当組合より以下の物を交付します。

〔マイナ保険証をお持ちの方〕

「資格情報のお知らせ」を交付します。

これは当組合に登録されている資格情報を確認するための書類です。受診の際はマイナ保険証をご利用ください。医療機関等の窓口にて、マイナ保険証が読み取りできない等の不具合が発生した時やマイナ保険証に対応していない場合は、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで、保険給付が受けられます。

健康保険の適用除外承認申請を行っている方については、承認後に交付します。

〔マイナ保険証をお持ちでない方〕

「資格確認書」を交付します。

従来の保険証と同様に医療機関等で提示することで保険給付が受けられます。

健康保険の適用除外承認申請を行っている方については、承認後に交付します。

有効期間は最長で5年です。

【2】当組合から令和6年12月1日までに交付された保険証をお持ちの方

令和6年12月2日よりマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しますが、お手元にある保険証は経過措置により最長で1年間（令和7年12月1日まで）引き続きご利用いただけます。

保険証の有効期限までは、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」は交付されません。その間、マイナ保険証を利用しない場合は保険証をご利用ください。

なお、保険証の記載内容に変更が生じた場合や、紛失等した場合はこの限りではありません。

① 保険証の有効期限

保険証の券面記載上の有効期限が「令和7年12月2日」から「令和8年7月31日」までの場合、実際に利用できるのは「令和7年12月1日」までです。

一方、保険証の券面記載上の有効期限が「令和7年12月1日」以前の場合は、記載通りの有効期限となりますのでご注意ください。

<保険証の有効期限>

券面記載上の有効期限	実際の有効期限
令和7年12月2日 ～令和8年7月31日	令和7年12月1日
令和7年12月1日以前	券面記載の有効期限と同日

② 受診時に医療機関等の窓口で提示する物

以下の通りの取り扱いとなります。

保険証の有効期限まで	[マイナ保険証をお持ちの方]	[マイナ保険証をお持ちでない方]
	マイナ保険証もしくは保険証をご提示ください	保険証をご提示ください



保険証の有効期限経過後	[マイナ保険証をお持ちの方]	[マイナ保険証をお持ちでない方]
	マイナ保険証をご提示ください※	「資格確認書」をご提示ください

※医療機関等の窓口にて、マイナ保険証が読み取りできない等の不具合が発生した時やマイナ保険証に対応していない場合は、マイナポータルの資格情報画面または「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで、保険給付が受けられます。

③ 当組合から被保険者へ交付する物

保険証の有効期限が近付きましたら、マイナ保険証の有無に応じて当組合より以下の物を交付します。

[マイナ保険証をお持ちの方]

「資格情報のお知らせ」を交付します。

これは当組合に登録されている資格情報を確認するための書類ですので、受診の際はマイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証が読み取りできない等の不具合が発生した時やマイナ保険証に対応していない場合は、医療機関等の窓口にて、このお知らせをマイナンバーカードとともに提示することで、保険給付が受けられます。

[マイナ保険証をお持ちでない方]

「資格確認書」を交付します。

従来の保険証と同様に医療機関等で提示することで保険給付が受けられます。

④ 保険証の記載内容に変更が生じた場合や紛失・破損等した場合

保険証の内容に変更が生じた場合や紛失・破損等した場合は、保険証は再交付されず、マイナ保険証もしくは「資格確認書」へ切り替わります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方はマイナ保険証、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードをお持ちでも利用登録がお済みでない方は当組合が交付する「資格確認書」を医療機関等の窓口にて提示してください。当組合からの交付物は③のとおりです。

資格情報のお知らせ（見本） A4 サイズ・紙

資格情報のお知らせ		見本
		(保険者名) 愛知県医師国民健康保険組合 (保険者番号) 233049
組合員氏名: 愛知 太郎 対象者氏名: 国保 太郎		
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。		
被保険者記号番号	00-0000-00 (枝番) 00	
氏名	国保 太郎	
生年月日	昭和〇年〇月〇日	
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日	
交付年月日	令和〇年〇月〇日	
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割	
有効期限 (70歳以上のみ記載)	令和〇年〇月〇日	
発効期日 (70歳以上のみ記載)	令和〇年〇月〇日	
スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。 - マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -		
		
マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関などの受付で提示することで受診いただけます）。		
下記を切り取ってご利用いただくこともできます (このお知らせのみでは受診できません)		
資格情報のお知らせ 令和〇年〇月〇日 交付 愛知県医師国民健康保険組合 233049 被保険者記号番号 00-0000-00 (枝番) 00 氏名 国保 太郎 生年月日 昭和〇年〇月〇日 資格取得年月日 平成〇年〇月〇日 負担割合 〇割 有効期限 令和〇年〇月〇日 発効期日 令和〇年〇月〇日 受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです		

資格確認書（見本） カード型・プラスチック

国民健康保険資格確認書		有効期限 令和〇年〇月〇日	見本
兼 高齢受給者証 発効: R.O.O	記号番号	00-0000-00 (枝番) 00	
〇割負担	氏名	国保 太郎	
	生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別: 男
	資格取得日	令和〇年〇月〇日	
	交付日	令和〇年〇月〇日	
			准組合員・本人
氏名	愛知 太郎		
住所	名古屋市中区栄四丁目14番28号		
保険者番号	233049		
保険者名	愛知県医師国民健康保険組合		

【3】マイナ保険証に関するお問い合わせ先

■マイナ保険証の資格情報や限度額区分が表示されない等のお問い合わせ

⇒ 愛知県医師国民健康保険組合

電話番号：052-228-3151

営業時間：(平日のみ) 午前9時から午後5時まで

■マイナンバー制度やマイナンバーカードの健康保険証利用全般についてのお問い合わせ

⇒ 国のマイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号：0120-95-0178

受付時間：(平日) 午前9時30分から午後8時まで

(土日祝) 午前9時30分から午後17時30分まで